

所得税・住民税の申告期間は2月16日から3月15日まで

(土曜日・日曜日・祝祭日の申告は受付しておりませんのでご注意ください)

納税しよりよい未来の町づくり

■税に関する標語

富士見町長賞受賞

南中一年

小池萌心さん

月15日となっています。

期限内に申告や納税をしなかったり、間違った申告をしてしまうと、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければならぬこととなりますのでご注意ください。

納税は口座振替で

所得税の納税方法に振替納税制度があります。この制度を利用すれば、銀行などの預金口座から振替によって納税することが出来ます。ついうっかりして納税期限を忘れ、滞納してしまつたということがなくなりです。

希望される方は、預金先の金融機関、税務署または申告相談会場で担当者に申し出て下さい。

住民税の申告が必要の人

平成16年1月1日現在、町内に居住していた人(住民登録の有無にかかわらず)で、次に該当する人は申告をしてください。

- ①前年中(平成15年1月1日から12月31日まで)に収入があった人
- ②2カ所以上から給与を受けた人
- ③給与所得者で給与以外の所得(少額配当以外で20万円以下のも)がある人。

そして町の財政を支える最も基本的な財源です。

納められた税金は、公共事業などによって私たちの生活が豊かで安定した暮らしができる社会をつくるために使われています。

所得税の申告が必要の人

平成15年中(1月1日～12月31日の間)に所得のあった人で、次の項目に当てはまる人は所得税の申告をしてください。

- ①商業・工業・農業などの事業を営んでいる人や、地代・家賃・配当などの所得のある人で、所得の合計が所得控除の合計より多い人
- ②土地や建物を売った譲渡所得があった人。
- ③給与所得者で、給与の収入金額が2千万円を超える人。
- ④1カ所から給与を受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- ⑤2カ所以上から給与を受けている人
- ⑥同族会社の役員や、これらの人



今年も所得税や住民税(町県民税)の申告時期となりました。

平成15年分の所得税の確定申告と平成16年度住民税の申告は2月16日から3月15日までです。今から申告に必要な証明書などをそろえ、早めに所得税・住民税の申告をしましょう。

所得税や住民税は、昨年中の所得等から所得金額と税額を計算して申告、納税するもので、国や県、

と親戚関係などの人で、その法人から給与等の他に貸付利子や賃借料を受けている人。

⑦退職所得のある人で、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった人

申告で税金が戻る場合

確定申告をしなくてもよい場合で、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている人は、還付を受けるための申告書を提出することができます。

▼給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅取得等特別控除などを受けることができる人。

▼源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、しかもその他の所得もあまり多くない人。

▼給与所得で、年の中途で退職しその後転職しなかったため、年末調整を受けなかった人。

▼予定納税をしている人で、確定申告の必要がなくなった人。

確定申告の記載は「自分の力で

所得税は、各人が自分の所得金額とその所得金額に対する所得税額を計算して申告した所得税額を計算して申告し、納付する申告制

度を採用しています。

税務署では、この申告納税制度の趣旨に基づき、確定申告書など(収支内訳書などの提出書類)について、ご自分で作成し、郵送等により提出していただく「自書申告・自書記載」の指導を推進しています。

所得税は、ご自分の所得に対して課税されるものですから、できるだけ自分の力で確定申告書を作成していただきたいと思えます。

税務署、役場から申告について指定のない方でも申告の必要があると思われる方は、所得税確定申告書作成指導会場、または税務署で申告されるか、申告書を自分で作成し、郵送により税務署へ提出してください。

なお、確定申告書の作成にあたり、不明な点などがありましたら税務署にご相談ください。

▽確定申告書の提出先

〒392・8601

諏訪市清水2・5・22

諏訪税務署 個人課税部門

857・5211(直通)

申告と納税は3月15日までに

所得税の確定申告は2月16日から始まり、申告と納税の期限は3

(次ページに続く)